



環 対 第 20号
平成21年 4月7日

富谷町成田第二土地区画整理組合設立準備委員会
設立準備委員長 迫本 秀吉 殿

宮城県知事 村井 嘉浩

(仮称) 富谷町成田二期北土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について (送付)

平成20年10月31日付けで送付のありましたこのことについて、別紙のとおり意見書を作成したので宮城県環境影響評価条例第10条第1項の規定により送付します。

担当	環境生活部環境対策課 環境影響評価班
電話	022-211-2667
FAX	022-211-2696

(別紙)

環境影響評価方法書に対する意見書

第1 対象事業の種類及び名称

種類 土地区画整理事業（第1種事業）

名称 （仮称）富谷町成田二期北土地区画整理事業

第2 対象事業実施区域

宮城県黒川郡富谷町西成田地区・穀田地区

第3 事業者の氏名及び名称

氏名 富谷町成田第二土地区画整理組合設立準備委員会

設立準備委員長 迫本 秀吉

住所 宮城県黒川郡富谷町成田一丁目6-1 鹿島東北興産株式会社内

第4 知事意見の内容

事業者は、環境影響評価準備書の作成に当たっては、下記の事項を考慮すること。

1 全般的事項

- (1) 方法書に記載されている事業計画は、誘致企業が確定していないなどの理由から土地利用計画が具体的に記述されていないが、環境影響評価準備書においては、誘致企業の施設計画を基に具体的な記述を行うこと。
- (2) 方法書に記載されている事業計画は熟度が低いため、調査、予測及び評価の手法の根拠が明らかとなっていない部分が多いことから、今後、事業計画を具体化する過程においては、複数案の案出、適切な代替案の可能性の検討なども含め、事業に伴う影響要因の条件に照らして最も適切な手法となるよう必要な見直しを行うこと。
- (3) 対象事業実施区域は都市近郊の里山であり、温室効果ガス吸収源や景観、野生動植物の生息及び生育地として重要な役割を果たしていることから、その役割を十分に考慮した環境保全措置を立地企業や富谷町などとともに検討すること。
- (4) 調査、予測及び評価の手法選定の前提となる地域特性の記述が不十分であることから、対象事業実施区域周辺の調査事例の収集を十分行うとともに、収集した資料の出典や発行時期を明示するなど、より具体的な記述に努めること。

2 個別的事項

(大気環境)

- (1) 大気質の調査及び予測については、立地する企業によって大きく変わることから、事業内容が確定した段階で調査内容や予測条件を再度確認し、必要に応じて調査方法等の見直しを行うこと。

- (2) 整地工事に伴って、大量の切土及び盛土が発生する計画となっており、大量の土砂を移動することによる砂じんの巻き上げなどが懸念されることから、企業確定後の造成計画の作成に当たっては、粉じん対策などを十分検討するとともに、工事期間中のモニタリングを計画に加えること。

(騒音・振動)

騒音の調査及び予測に当たっては、周辺に居住する住民への影響を正確に把握する必要があることから、民家周辺に調査地点を追加するとともに、環境影響を面的に把握すること。また、共同住宅など、高さの異なる建物が新たに建設される可能性があることから、高さもパラメータとして環境影響を把握すること。

(水環境)

調整池及び排水路の設計に当たっては、近年の短時間豪雨等の状況も考慮し、濁水被害が生じないよう環境に配慮し、かつ、十分に安全性を持った貯水容量及び排水能力を検討すること。

(地形・地質)

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺の丘陵地には、日本の地形レッドデータブックなどの文献に挙げられていないという理由から、重要な地形及び地質は存在しないと判断しているが、当該地域については、レッドデータブックに記載のある他の県内の丘陵地と同様、里山として重要な丘陵地と認められることから、独自の調査などを実施した上で、重要性を判断すること。
- (2) 整地工事に伴って大量の切土及び盛土が発生する計画となっており、大規模地震発生時の地盤への影響が懸念されることから、誘致企業確定後の具体的な造成計画の作成に当たっては、切土量及び盛土量の抑制や防災対策を十分に検討すること。

(動物・植物・生態系)

- (1) 事業計画においては、自然環境への配慮の記述内容が不十分であり、環境保全措置の実行性が明らかとなっていないことから、生息及び生育状況の模式図や既存事例などを示した上で、詳細かつ具体的に記述すること。
- (2) 植物の調査、予測及び評価に当たっては、早春植物、湿性植物、北限種及び希少種に加えて、湿性池、ため池及び小河川などの水辺の環境に十分注意しながら、重要な植物種及び植物群落の選定や調査の手法などについて、詳細かつ十分な検討を行い、実施すること。
- (3) 生態系の調査、予測及び評価に当たっては、湿性地、ため池及び小河川などの水辺に形成された生態系も重要であることから、注目種の選定を検討した上で実施すること。
- (4) 対象事業実施区域は都市近郊の里山であり、野生動植物の重要な生息及び生育地、移動経路及び避難場所となっており、生物多様性基本法の趣旨からも生物の多様性を考慮した総合的な保全が必要である。このことから、緑地計画においては、現地調査の結果を基に、周辺部に緑地を配置するだけでなく、内部の調整池も含めて野生動植物の移動に配慮した有機的なつながりを持った計画とすること。また、造成工事を行う際は、改変区域に生息している動物を造成緑地やため池等に誘導するような工事の工程、内容等を検討すること。